

糸満市新規作物導入等支援事業実施要領

令和7年4月1日 経済部長決裁

第1 事業の趣旨

糸満市新規作物導入等支援事業実施要領（以下「要領」という。）は、本市の新たな産地ブランドを形成するとともに、将来的にはふるさと納税返礼品の主力作物を創出するため、市内の農業者等が行う新規作物の導入及びブランド化等に係る経費を支援することを目的とし、事業の実施に関しては、糸満市新規作物導入等支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 目標

本事業は、第1の趣旨を踏まえ、本市において、対象となる作物の販売額の増加に関する目標を定め、この目標の達成に取り組む農業者等を支援することにより本市の農業振興を図る。

第3 事業の実施

1 事業の内容

本市において、新たな産地ブランドの形成を図るため、新規作物の導入及びブランド化等に係る経費を補助する。

2 事業の実施期間

本事業は第4の2により承認を受けた年度において事業を実施するものとする。

3 事業の対象地域及び対象作物

本事業の対象地域は糸満市内とし、対象作物は本市において未生産、未流通又は流通が少数の作物とし、パイナップル、バナナ、インドナツメ、アボカド、バニラ、マッシュルームとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

4 事業実施主体

事業実施主体は、糸満市内に農業経営の拠点を置く個人、法人及び農業者関係者の組織する団体とする。

5 補助対象経費及び補助率等

補助対象経費及び補助金率等については、次に定めるとおりとする。

（1）補助対象経費は、新規作物に係る以下の経費とする。

- ア 実証栽培費
- イ ブランド化に向けた機械・機器等の購入費
- ウ 先進地区での研修及び講師の招へい費
- エ 市長が特に必要と認める取組費

（2）補助金交付額は、経費の10分の8以内とし、1件あたりの上限を60万円とする。

6 目標年度及び成果目標

本事業における目標年度は、事業実施年度の翌年度から3年度目とし、成果目標は対象作物の3年間の販売額の合計が交付決定額を上回ることとする。

第4 事業実施等の手続

1 事業対象要件及び採択基準

この要領において、事業実施主体は、次に掲げる要件すべてを満たすものとする。

- (1) 市税等の滞納がないこと。
- (2) 本事業導入後において、継続した営農が見込めること。
- (3) ふるさと納税返礼品の対象となっている、又は、対象となる可能性の高い作物であること。

2 事業実施計画の提出手続

事業実施主体は、糸満市新規作物導入等支援事業計画承認申請書（別記様式第1号）により、実施計画書を作成し、市長に提出し、その承認を受けるものとする。また、事業実施計画の重要な変更についても同様とする。

3 事業実施計画の変更

事業実施計画の重要な変更とは、次の（1）から（3）までに掲げるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 機械・機器等の設置場所の変更

第5 関係機関等との連携

事業実施主体は、事業の実施にあたり関係機関と連携を密にし、作物の安定した栽培管理及び普及促進等が行われるように努めるものとする。

第6 補助金の返還等

事業実施主体は、交付要綱及び要領に規定する事項に違反したときは、交付した補助金を返還しなければならない。この場合において、機械・機器等の場合の返還額は耐用年数に応じて算出するものとする。

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から3年間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を糸満市新規作物導入等支援事業実施状況報告書（別記様式第2号）により、翌年度の4月末までに市長へ提出しなければならない。

第8 事業名の表示

本事業により導入した機械・機器には、事業名を表示するものとする。

第9 反社会的勢力の排除

市は、事業実施主体及びその構成員が以下の各号に該当する者であることが判明した場合には、何ら催告を要せず、事業を中止し、補助金の交付決定の取消又は補助金の返還を求めることができる。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員

- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ
- (8) 特殊知能暴力団
- (9) その他前号に準ずる者

第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施にあたり必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

糸満市長 殿

住 所
氏 名
電話番号

令和 年度糸満市新規作物導入等支援事業計画承認申請書

糸満市新規作物導入等支援事業を実施したいので、糸満市新規作物導入等支援事業実施要領第4の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 原状及び取組内容等

(1) 原状
(2) 課題
(3) 取組内容
(4) 取組効果（販売額など）
(5) 関係機関等との連携

2. 事業計画の概要

単位：円

作物名	農地 (住所・面積)	機械、機器等の規格・規模
事業費	補助額	成果目標

注1. ほ場については対象となる農地について全て記載すること。

注2. 導入予定の機械、機器等については、それぞれ記載すること。

注 3. 補助額は、要領第 3 の 5 の (2) の規定により記載すること。

注 4. 成果目標は、要領第 3 の 6 の規定により記載すること。

3. 添付書類

(1) 市税（国民健康保険税を含む。）完納証明書

(2) 営農をしていることが確認できる資料（出荷伝票等）

年 月 日

糸満市長 殿

住 所
氏 名
電話番号

令和 年度糸満市新規作物導入等支援事業実施状況報告書（令和 年度）

糸満市新規作物導入等支援事業実施要領第7の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 実施状況

（1）取組状況

（2）課題

（3）取組効果（販売額など）

（4）関係機関等との連携状況

（5）その他

注1. 取組効果が分かる資料を添付すること。